

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

粕屋町は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県粕屋町長

## 公表日

令和1年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給、地域生活支援事業の実施に関する事務及び療養介護医療費等の支給に関する事務を行う。</p> <p>・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等、障害児相談支援給付費等の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。</p> <p>身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。</p> <p>・障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収</p> <p>・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、支給決定の変更の申請の受理、支給決定の変更の決定、支給決定の取消し、他の法令による給付との調整、障害支援区分の認定、変更の認定、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、支給決定の変更の申請の受理、支給決定の変更の決定、支給決定の取消し、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給、支給の取消し、高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給</p> <p>・地域生活支援事業に関する事務</p> <p>・補装具費の支給申請の受理、支給決定</p> <p>・自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更の申請の受理、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、審査及び支払、医療受給者証の交付、医療受給者証の再交付、医療受給者証の返還請求、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理、給付決定、給付決定の通知、障害児通所給付決定の変更申請の受理、給付決定の変更、変更の通知、給付決定の取消し、肢体不自由児通所医療費の支給、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給、支給決定</p>
③システムの名称	心身障害者手帳システム、自立支援医療システム、補装具システム、社会保障(障害児支援)、社会保障(障害福祉サービス)、社会保障(地域生活支援)、障害支援区分認定システム、日常生活用具システム、口座管理システム、宛名管理システム、統合宛名連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療台帳情報ファイル、所得判定情報ファイル、世帯員情報ファイル、家族情報ファイル、決定情報ファイル、所得区分情報ファイル、世帯状況ファイル、身障手帳台帳ファイル、療育手帳台帳ファイル、精神手帳台帳ファイル、日常生活用具台帳ファイル、日常生活用具所得判定ファイル、日常生活用具世帯員ファイル、補装具台帳ファイル、補装具所得判定ファイル、補装具世帯員ファイル、口座情報ファイル、宛名基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の第8,12,34,84の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第8,12,25,60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第10,11,12,16,20,53,108,109,110の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第9,10,12,14,27,55条</p> <p>&lt;情報提供事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項 2 別表第二省令第9,10,12,14,19,27,30,31,42,44,55,59条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 介護福祉課

②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 住民福祉部 介護福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月24日	I-5 ②所属長	吉原 郁子	八尋 哲男	事後	所属長変更により
平成29年7月24日	I-4 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第10,11,12,16,20,21,53,108,109,110の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第9,10,12,14,15,27,55条</p> <p>&lt;情報提供事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第26,56の2,57,79,87,116の項 2 別表第二省令第12,19,30,31,42,44条</p>	<p>&lt;情報照会事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第10,11,12,16,20,21,53,108,109,110の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第9,10,12,14,15,27,55条</p> <p>&lt;情報提供事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第8,10,11,12,16,20,21,26,53,56の2,57,87,108,109,110,116の項 2 別表第二省令第9,10,12,14,15,19,27,30,31,42,44,55条</p>	事後	番号法及び主務省令が改正されたため
平成29年7月24日	I-1 ②事務の概要	<p>前略</p> <p>・障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収 ・自立支援給付費等の支給、負担能力の設定及び費用の徴収、他の法令による給付との調整 ・地域生活支援事業の支給、負担能力の設定及び費用の徴収 ・療養介護医療費等の支給、負担能力の設定及び費用の徴収 ・障害児通所給付費等の支給、負担能力の設定及び費用の徴収</p>	<p>前略</p> <p>・障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収 ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、支給決定の変更の申請の受理、支給決定の変更の決定、支給決定の取消し、他の法令による給付との調整、障害支援区分の認定、変更の認定、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、支給決定の変更の申請の受理、支給決定の変更の決定、支給決定の取消し、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給、支給の取消し、高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給 ・地域生活支援事業に関する事務 ・補装具費の支給申請の受理、支給決定 ・自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更の申請の受理、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、審査及び支払、医療受給者証の交付、医療受給者証の再交付、医療受給者証の返還請求、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理、給付決定、給付決定の通知、障害児通所給付決定の変更申請の受理、給付決定の変更、変更の通知、給付決定の取消し、肢体不自由児通所医療費の支給、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給、支給決定</p>	事後	内容表記の変更のため
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	介護福祉課長 八尋 哲男	介護福祉課長	事後	様式変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目	平成27年3月13日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設	事後	様式変更
令和1年6月28日	I-3 個人情報の利用 法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の第8,12,13,34,84の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第8,12,13,25,60条</p>	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の第8,12,34,84の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第8,12,25,60条</p>	事後	内容表記の変更のため
令和1年6月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>&lt;情報照会事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第10,11,12,16,20,21,53,108,109,110の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第9,10,12,14,15,27,55条</p> <p>&lt;情報提供事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第8,10,11,12,16,20,21,26,53,56の2,57,87,108,109,110,116の項 2 別表第二省令第9,10,12,14,15,19,27,30,31,42,44,55条</p>	<p>&lt;情報照会事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第10,11,12,16,20,21,53,108,109,110の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第9,10,12,14,27,55条</p> <p>&lt;情報提供事務&gt; 1 番号法第19条第7号 別表第二の第8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項 2 別表第二省令第9,10,12,14,19,27,30,31,44,55,59条</p>	事後	内容表記の変更のため